

白岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されること及び新規の号追加が行われ、本条例の引用条項にずれが生じることから、所要の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。